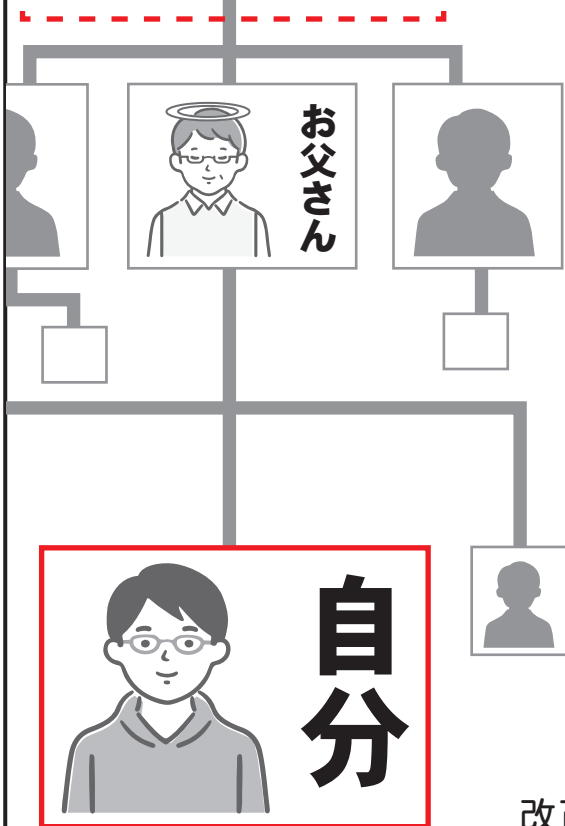


この方の名義で 不動産が残っていませんか？



そのまま放置しておく...

- 不動産を売る事が困難に
 - 権利関係が複雑になる
 - 時間と労力の負担が増える
- 等...

さらに...

令和6年4月1日より相続登記が義務化
『相続登記』をしないと罰則が...!?

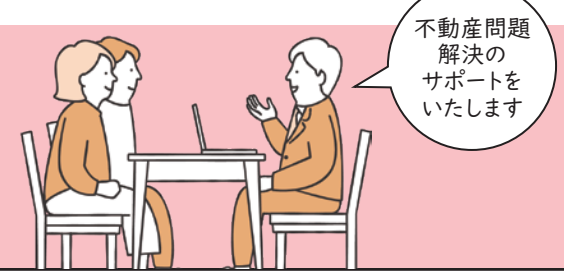
- ✓ 固定資産税を払い続けている
- ✓ 何年も空家の管理だけをしている

改正前に開始された相続
相続登記をせずにそのまま放置
過去をさかのぼって適用される為
この場合は令和6年4月から
3年以内となります

改正法施工
令和6年4月

改正後に開始された相続
相続を知った日から
3年以内に相続登記の義務
3年以内に相続登記の申請を行わないと
10万円以下の過料の可能性
※正当な理由のない申告漏れの場合

売却したいけど、相続問題でお悩みの方
この機会に一度ご相談下さい



川柳大募集

今年のお題
『今年のお題は？』
良い機会
相続登記の話し合い

締切 4月22日

〒515-2109 松阪市小野江町 宇大町716番地2 (株)名酒コンサルタント
住所 氏名 年齢 作者の雅号 またはペンネーム 電話番号 お題 応募作品

- 松阪市のんち 出れば良い
- ヨイドン 最初の一步
- 津市 さくら草 ヨイドン
- 速さより 完走目指し
- 伊勢市 I様 いつまでも
- 百才の 姉のスタート
- 津市 風呂ゴルフ ランドセル
- 伊賀市 でこぼん 孫コーチ
- スイミング 始む還暦
- 伊賀市 西やん 散歩から
- 今日から スタートするよ
- 伊賀市 ゴルキチ 祝う春
- 夢叶う 孫の門出を
- 松阪市 めくちゃん スタートし
- 子が育ち 自分時間が
- 復興の スタート祈り
- 伊勢市 レンマ 募金する

3月 川柳結果発表

「お題」スタート

スタートをお題に川柳募集に沢山の応募頂き、誠に有難うございました。今回、最優秀賞、優秀賞を含む九作品を社員一人一人が共感した作品を投票形式で決定させて頂きました。また、今回掲載させて頂きました作品の方には、クオカードをプレゼントさせて頂きます。

【応募規定】①応募作品は、自作のもので未発表のものとする。②応募は一人につき3作品までとする。③応募作品の使用権(無償とする。)は、(株)名酒コンサルタントに帰属するものとする。

メイシコンサルタント 検索 (株)名酒コンサルタント ☎ 0120-56-9367

三重県松阪市小野江町宇大町716番地2 TEL0598-56-9363 FAX0598-56-9368 本社 三重県四日市市久保田一丁目5番41号 TEL059-352-7100